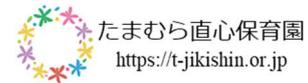


2021年10月8日

保護者の皆様



「与薬」に関してのお願い

平素より、お世話になります。

園の保健・健康管理について、より安全・安心な保育環境に資するため園医指導のもと与薬規定を一部変更させていただきましたのでご案内致します。

保育時間中に与薬が必要な場合は、「薬の連絡票」に加え、「**医師指示書**」をご提出願います。

大変恐縮ですが、下記内容をご確認いただきご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【与薬に関する規定 - 『入園のご案内』 p.13 一部改編-】

① 与薬は医療行為となるため、原則、園では行えません。

医療機関を受診する際は、通園していることを医師に伝え、ご家庭のみの服用が可能な薬剤（朝・晩または就寝前服用等）を処方してもらえようご相談ください。

② 医師の判断で保育時間中にも服用する必要がある場合は、「**薬の連絡票**」・「**医師指示書**」をご提出願います。

当日分の薬剤に名前を書き、職員に手渡ししてください。

※「薬の連絡票」・「医師指示書」は園ホームページからダウンロードできます。

③ 園で与薬する薬剤は、処方箋医薬品に限ります（保護者の判断で購入した薬剤には対応できません）。また、お子様が初めて服用する薬剤にも対応できませんことご了承願います。

以上